

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行  
山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 4111番代 ☎754-12  
印刷 よしの印刷株式会社



## 全国大会出場をめざす

山口高校・囲碁部 部長

河野 由典さん  
(赤迫)

最近、将棋や囲碁が静かに流行している。特に若年化が進んでいるようである。

河野由典さん(しも)もその一人。県立山口高校二年生、同校囲碁部の部長を今年の夏から務めている。

練習は放課後二、三時間で、毎週月・水・土曜日。

高校生の囲碁の大会は「毎年六月に行われる県の大会」

かありません。これは全国大会の子選と、段級位の認定大会にもなっています。

今年の県大会の成績は、彼自身は日本棋院初段の認定を受けたものの、三人一組の団体戦の部でライバル校の県立防府商業高校に敗れ、惜しくも準優勝。防府商業高校は全国大会で準優勝に輝いた。

昨年の県大会では同じ団体戦で優勝。一回戦で敗れはしたものの、東京で開かれた全国大会に出場した。

囲碁を始めたのは「中学生のとき。学校の囲碁クラブに入部して、学校の先生に教えてもらってから」。囲碁のおもしろさは「まだ、よくわからない」とのことだが、十年、二十年経験を積んで初めて、そのおもしろさが分るものかもしれない。町公民館で毎月第二・四日曜日に開かれている囲碁同好会の例会にも時々参加している。

好きな棋士は「趙治勲名人」。現在の目標はもちろん「来年六月の県大会優勝、全国大会出場」だ。

父は県立宇部高校の物理の先生である智彦さん。「父も囲碁を知っていますが、僕の方が強い」とのこと。母、祖母、姉一人、妹一人の六人家族。

# 正式に「清掃センター」

ごみ 焼却場

## 町議会議決 一般会計十八億八千万

第三回町議会定例会は九月二十七日から十月七日まで開会、町長提出十二議案、議員提出決議一件を可決しました。議案は大別して清掃センターに関するもの、一般会計や国民健康保険事業など特別会計の予算補正、五十九年度水道事業会計の認定などでした。

主な議決案件は次のとおり。

▽廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 廃棄物の処理や清掃に必要な事項を定めるもので、毎年処理計画をたてるとともに住民の協力を義務化。一般廃棄物の処理手数料を徴収することに決まりました。ごみは町の定めた袋で出す

## 教育委員長に 兼重一氏を選任

町教育委員会は十月二十四日、委員長に兼重一氏（六〇）赤迫区・農業を選任しました。

芥川貞一委員長が二十三日で任期満了となるため、第三回定例町議会場で後任委員として兼重氏を選任。任期の始



兼重教育委員長

る十月二十四日に委員会を開いて互選の結果、兼重氏を委員長に決めたものです。

兼重委員長は県立青年学校教員養成所を卒業、昭和十八年から県下の青年学校、中学

近のが六人違いでした。

したがって、確定数に近い次の三氏に記念品を贈ります。

- 浜崎 敦二(砂三)
- 福重 常代(岩辻)
- 岸 与四郎(西条)

## 5年前より80人増

国勢調査人口8,407人

十月一日実施の昭和六十年国勢調査につきましてはご協力ありがとうございました。お陰をもちまして全世帯のご理解とお力添えを得て予定どおりに調査を終りました。

この集計の結果、本町は二千二百三十世帯、八千四百七人であることが判りました。五年前の調査と比べて、四十七世帯、八十人増となっております。

キロ未満二百円。それ以上は十キロ増すごとに四十円を加算。

犬猫等の死体処理手数料は大型犬三千円、中二千円、小(猫も含む)一千円となりま

す。実施は十二月一日から。

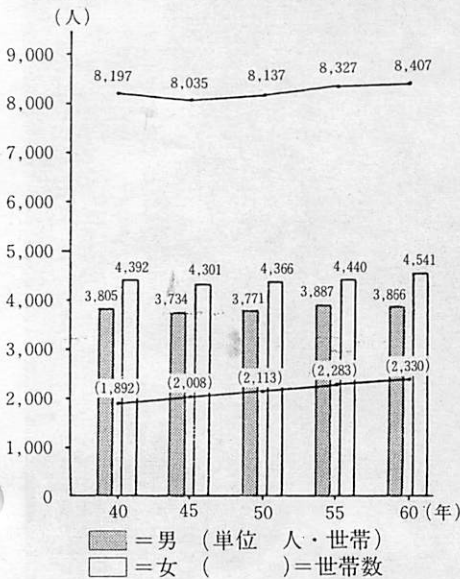
▽町一般会計補正予算(第一回) 歳入歳出とも九千二百八万円を追加して総額十八億

八千三百二十九万一千円。歳出の主なものには仙在児童公園の工事請負費九百万円、じん芥処理や清掃センター関係約一千五百万円、道路新設改良約一千二百万円、砂郷公民館改修関係八百二十四万円、大雨の災害復旧関係は農林・一般土木・河川合せて約四千四百七十万円。

校教諭を歴任、昨年三月に阿知須小学校長を最後に勇退。委員長職務代理者は釈野憲章(引野・僧職)、委員は井本操(岩前・無職)、藤井直澄(河内・神職)、工藤靖夫(小古郷西・教育長)。

任期は全員四年間ですが、一度に交代しないため一年ずつずれて選任することになっています。

国勢調査における人口と世帯数の推移



年度別歳入歳出決算額および見込額

(単位 千円)

年度	歳入	歳出	差引き額
51	975,766	905,333	70,433
52	1,144,987	1,069,330	75,657
53	1,472,042	1,340,589	131,453
54	1,611,806	1,430,008	181,798
55	2,133,418	1,925,640	207,778
56	1,848,540	1,673,019	175,521
57	1,928,707	1,746,933	181,774
58	1,880,702	1,805,195	75,507
59	1,700,165	1,627,578	72,587
60	(1,883,291)	(1,883,291)	現在の予算額

(59年度は議会の決算認定を得ない数字です)

## 町民一人当り年間 二十二万円程度

町の一般会計



町の台所はどうなっているか、財政状況をみましょう。一般会計の年間決算額はここ数年間、十八〜十九億円程

度です。町人口を概算八千四百人とした場合、町民一人当り年間に二十二万円程度になります。

その歳入(年間収入)の約三〇%が町税、約二五%が地方交付税というのが本町の目やすです。細部については次号で述べることとします。

※「一般会計」とは国、県、市町村などが通常の施策を行うために用いる経理の一方、これとは別に、水道、国民健康保険など特定の事業に対して用いる経理を「特別会計」といいます。

# 利子の非課税貯蓄の 手続きが変わります

## ≡61年1月1日から≡

銀行や証券会社などの金融機関へお金を預けると、マル優や特別マル優制度があり、非課税貯蓄申告書などを提出すると、利子に税金がかからないことや郵便貯金の利子には税金がかからないことは、皆さんよくご存じのことだと思います。

昭和六十一年一月一日から、この手続きが少し変わることになりました。そこで、改正の内容を説明しましょう。

### マル優の場合

1 預貯金のマル優制度の適用を受けるための本人確認の手続きなどが次のように変わりました。

①非課税貯蓄申告書を提出しようとする際、住民票の写しなど(表1参照)所定の書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知しなければならなくなります。

②金融機関などは告知された事項を確認してから、非課税貯蓄申告書等に確認した旨の証印をしなければなりません。

2 この取り扱いは昭和六十一年一月一日以後に預け入れられる預貯金等について適用されます。

3 六十年十二月三十一日以前からマル優を利

本人確認をするときに有効な書類

住民票の写し	本人確認を受けようとする日の6か月以内に作られたもの
印鑑証明	—
保険証	—
年金手帳	—
免許証	本人確認をする日に有効なもの

用しているものは、六十一年一月一日以後新たに預貯金等の預け入れなどをすると、新たに本人であることの確認を受けたいので、非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

ただし、次のような場合の預け入れは非課税貯蓄申告書の再提出が猶予されます。

①マル優を利用した普通預金等の利子や給与などの振替による預け入れ(自動振替定期預金など)で、六十三年十二月までに預け入れをする場合。

②預貯金の書替継続による預け入れで、六十一年一月一日以後最初に預け入れをする場合。

なお、二回目の書替継続の時期が六十六年一月一日以降である場合には、六十六年一月三十一日までに非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

### 特別マル優の場合

特別マル優制度を利用する場合には、マル優制度と同様に定められた本人確認の手続きが必要となりました。

この取り扱いは、六十一年一月一日以後に購入する公債について適用されます。なお、改正に伴う経過措置については、マル優制度の場合と同じです。

### 郵便貯金の場合

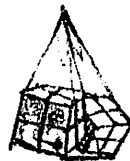
郵便貯金についても、六十一年一月一日以後に預け入れをする際、住民票の写しなどを定められた書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知し、通帳等に確認をした旨の証印を受けなければならなくなります。

## 家庭は非行の「防波堤」



家庭は、子供の人格形成にとつて最も基本的な役割を果たす場です。子供が自主性と存在感を持ち、愛情、公共心、責任感などを培えるよう、親子の触れ合いや対話を心がけましょう。

## なぜ、いま「国産品より輸入品を」なのか

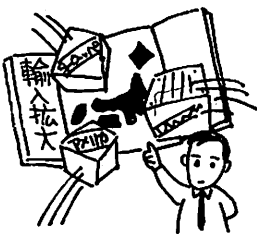


輸入拡大月間 10・11月

### 危機に見舞われる自由貿易体制

日本は、いま、アメリカ、ヨーロッパ諸国などから、貿易黒字の大幅な是正を求められています。

戦後の日本の繁栄は、自由貿易体制があつて初めて実を結んだことを忘れてはなりません。わが国にとって自由貿易体制は、かけがえのないものでしたし、これからもそう



です。

しかし、アメリカをはじめとする世界的な保護貿易主義の高まりによって、自由貿易体制は大きな危機に見舞われています。

アメリカやヨーロッパ諸国の貿易赤字が増大するなかで、日本の黒字幅は拡大を続け、貿易摩擦は激化する一方です。トランプゲームに例えれば日本が勝ち続け、欧米諸国は負け続けているようなものです。

これでは欧米諸国にとって面白いはずがありません。外国製品の愛用を

日本にとって、かけがえのない自由貿易体制を守るために、輸入を増やして輸出入のバランスをとる——拡大均衡が輸入促進の狙いです。

このため、国では大手企業百三十四社に「輸入を増やしてほしい」と呼びかけました。その結果、六十年度の輸入見通し額は、昨年度に比べ七・五%(七十二億ドル)増えて、千四十億ドル(約二十三兆円)となりました。

しかし、企業がいくら輸入しても、最終的に国民一人ひとりが外国製品を愛用しないかぎり目的は達成できません。いま輸入品を愛用することこそ、保護貿易主義の高まりを抑え、わたしたちの豊かな暮らしを守ることにつながるのです。



# 税務課の巻

税務課には賦課徴収係と固定資産税係の二つの係があります。

今月は「土地や家屋などの固定資産の評価や、固定資産の台帳に関する事務」を担当している固定資産税係について紹介しましょう。

## 固定資産税とは

固定資産税は土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」という）に対して課せられる税金です。毎年一月一日現在で、その固定資産の所在する市町村が課税額を算定します。納税先はその固定資産のある市町村です。

固定資産税を納める人は

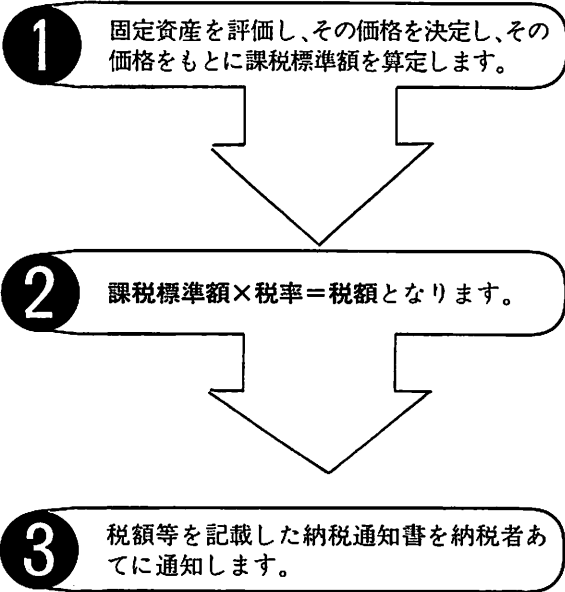
固定資産税を納める人は

原則として固定資産の所有者（登録）されている人が死亡しておられる場合などには、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が

土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

固定資産税はどのようにして税額を決定するのか

固定資産税は次のような手順で税額が決定されます。



納税義務者となります。

年の途中で土地の売買があったときの納税者は

賦課期日（毎年一月一日）現在の土地登記簿に所有者として登記されている人に対し課税されることとなります。したがって、年の途中で売買と所有権移転登記があっても、売り払った側に課税されます。家屋の売買があった場合も同様です。

①……自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、固定資産の価格（評価額）を決めそれをもとに課税の標準額を算定します。

この価格等は、固定資産課税台帳に登録され、毎年原則として三月に納税者に見ていただき、その後税額を決定することになります。

土地と家屋については、原則として三年ごとに評価額の見直しをします。今年度はその年に当りました。

②……固定資産課税台帳に登録された価格が原則として課税標準額となります。

税率は市町村の条例で定められています。阿知須町は全国の標準の税率、千分の十四（一・四％）です。

③……税額は納税通知書によって市町村から納税者に対して通知され、年四回に分けて納めることになっています。これを一度にまとめて納税される人には期間に応じて納税奨励金が支払われます。

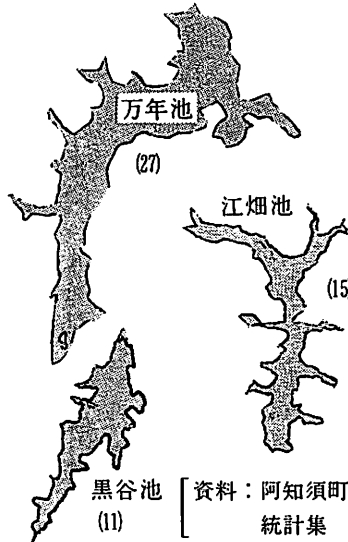
万年池は県下で三番目の大きさ



町内のおもな湖沼を調べてみました。（図参照）このうち町で一番大きな湖沼の

万年池は、県内では三番目の大きさ。約百ヘクタールの水田の水をまかなっています。ちなみに、県内で一番大きい宇部市の常盤湖の満水面積は一〇二ヘクタール。山口市と防府市にまたがる二番目に大きい長沢の池は四〇ヘクタールです。

町内のおもな湖沼（満水面積ha）



資料：阿知須町統計集

## 保健婦の健康相談 一問一答 ⑮

あるといわれました。ブドウ糖負荷試験を行うということですが、どんな検査……。

問 四十歳の男性ですが、先日はじめて一般健康診査を受けて、血糖値が一〇mm/dl

糖尿病かどうか、あるいは糖尿病の程度などを調べるための検査です。この検査によって空腹時の血糖値が一四〇mm/dl以上、あるいは負荷後二時間目が二〇〇mm/dl以上の場合には糖尿病と診断されるようです。

四十歳になったらせめて年一回の定期健康診査は受けて欲しいと思います。そこで疑問や不安を感じたら、私たちの健康相談をご利用ください。毎月第二火曜日の午前中に町役場・保健室で開いています。



# 税を知る週間 11月11日～17日

## この社会 あなたの税がきている

十一月十一日から十七日まで「税を知る週間」です。社会福祉や教育など私たちの生活においても、いろいろな面でもかかわりあっている税金がどのように使われているのか、どのような仕組みになっているのか正しく理解していただくための週間です。

この一環行事として町と山

### サラリーマンと税金

サラリーマンの給与に対する所得税の計算の仕組みを紹介してみよう。

〈給与所得と年税額の計算〉

一年間の給与収入から、サラリーマンの必要経費に当たる「給与所得控除額」を差し引いたものを給与所得といいます。そして、この給与所得から基礎控除や扶養控除を差

### 年末調整の説明会を十一月十一日に開催

山口税務署では昭和六十年分の給与所得者に対する税金の差額を精算するための年末調整説明会を次のとおり開きます。会社などで給与関係の事務を担当されている人はご出席ください。

▽日時 十一月十一日(月)午後一時半から

▽場所 町役場二階議会議場

口税務署では、十一月十日町産業祭の会場で「税の資料」を配布する予定にしています。

また、期間中、税務署などでは税金についての相談や質問受け窓口を一層広げ、みなさんのおいでをお待ちしています、とのこと。お気軽にお出かけください。

し引いた残額(課税所得)に、税率をかけてその年の所得税を計算します。下表のとおり。

### 白色申告者の記帳制度

課税の公平を一層進めるため事業所得など(事業所得、不動産所得、山林所得)のある人は、記帳や書類の保存などをしなければならぬことになっていきます。

〈記帳制度〉

昭和五十九年分または昭和六十年分の事業所得などの金額が三百万円を超える人(青色申告を除く)は、総収入金額や必要経費を記録し、その帳簿を七年間保存しなければなりません。

〈記帳保存制度〉

事業所得などのある人(青色申告者を除く)で、記帳制度の対象とならない人でも、昭和五十九年分の確定申告書を提出した人や、六十年分の

〈毎月の源泉徴収と年末調整〉

サラリーマンの方は、毎月の給料やボーナスから所得税が差し引かれます。

しかし、これは年間の所得税を概算的に月割計算したところで源泉徴収されていますので、その年の所得税額とは必ずしも一致しません。

そこで、十二月の最後の給与で毎月の源泉徴収された税額との過不足の精算を行います。これを年末調整といえます。

一般のサラリーマンは、年

確定申告または総収入金額報告書を提出する人などは、その業務に関して作成したり受領した帳簿書類などを五年間保存しなければなりません。

〈収支内訳書添付制度〉

事業所得などのある人(青色申告者を除く)が、確定申告書を提出する場合には、それぞれの所得の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

〈総収入金額報告制度〉

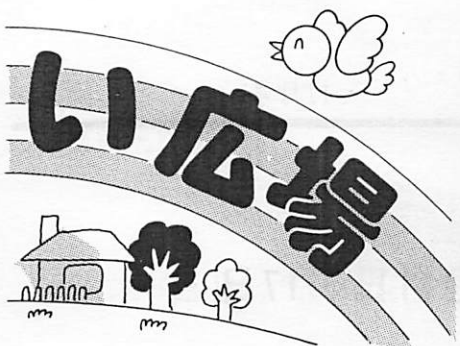
事業所得などの総収入金額の合計額が五千万円を超える人は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければならぬことになっていきます。ただし、確定申告書を提出済みの人はいりません。

給与の年取額	給与所得控除額
一四二万五、〇〇〇円以下	五七万円
一四二万五、〇〇〇円超 超一六五万円以下	年取額×四〇%
一六五万円超三三〇万円以下	年取額×三〇%+ 一六万五、〇〇〇円
三三〇万円超六〇〇万円以下	年取額×二〇%+ 四九万五、〇〇〇円
六〇〇万円超 超一、〇〇〇万円以下	年取額×一〇%+ 一〇九万五、〇〇〇円
一、〇〇〇万円超	年取額×五%+ 一五九万五、〇〇〇円

未調整によってその年の所得税の納税が完了しますので、改めて確定申告の必要はありません。

ただし、給与の年間収入額が千五百万円を超える場合や、給与所得や退職所得のほかに二十万円を超える所得がある場合などは確定申告をしなければなりません。

報告制度	事業所得などのある人	
	区分	制度
記帳	確定申告を している人	記帳 事業所得などの金額が三百万円を超える人 (青色申告者)を除く
記録	全 ての 人	記 録 全 ての 人 (青色申告者)を除く
保存制度	全 ての 人	保 存 制 度 (青色申告者)を除く
収支内訳書	全 ての 人	収 支 内 訳 書 全 ての 人 (青色申告者)を除く
添付制度	全 ての 人	添 付 制 度 (青色申告者)を除く
総収入金額	事 業 所 得 な ど の 総 収 入 金 額 が 五 千 万 円 を 超 え る 人	総 収 入 金 額 報 告 書 を 提 出 し な け れ ば な ら な い 人 (青色申告者)を除く



「ふれあい広場」はみなさんのページです。町政への提言や身近な話題、絵画、写真など町企画課（有線二四四）へお寄せください。

▲「シートベルト着用を！」と交通安全阿知須支部や婦人会などが若山産業を訪問

厚生大臣認可  
標準営業約款 登録店

理容業

有効期限 昭和 63 年 7 月

財団法人  
全国環境指導センター

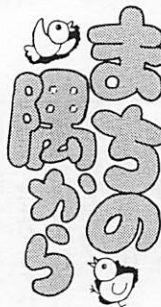
### まちの伝言板

砂合二区（西村正夫区長、六十一戸）の親睦運動会が十月二十日町民グラウンドで開かれました。

これは地区内に一緒に住んでいるながら、日ごろ仕事などの忙しさから疎遠になりがちなため、ふれあいの場を設けて地区の連帯感を深めようということになり、開かれているもので、今年で三回目。

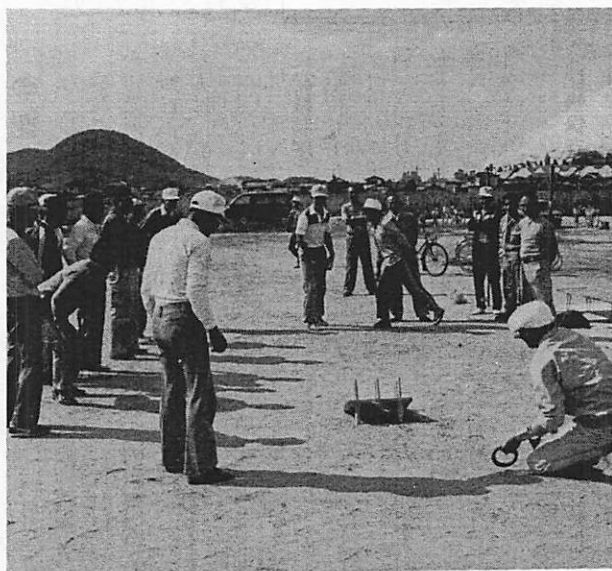
各家庭から参加した人たちは綱引きや輪投げ、ゲートボール

### 砂二で親睦運動会



などを楽しんだあと、カラオケ大会で「自慢ののど」を披露し合いました。

（写真は、地区のふれあいを深めた砂合二区運動会、西村精一氏撮影）



### 技術サービスを統一

#### 理容店に「Sマーク」掲示

（助）全国環境衛生指導センターでは理容サービスの表示の適正化、事故発生時の損害賠償などについて理容業の標準

営業の約款を厚生大臣の認可を受けて定めました。

この約款に基づいて営業する理容店はSマーク（図参照）示しています。

これは今まで理

容店が行っていた技術サービスが、調髪、カット、パーマ、子ども調髪などいろいろあり、そのサービス内容が統一されていなかったため利用者に判りにくく、トラブルのもととなっていました。

そこで、新たに約束ごとを定め、その決まりに従おうとする理容店は全国統一の「Sマーク」を店頭に掲げて技術サービスをすることにしました。

阿知須町内で営業中の理容店全部（十店）も十一月一日からSマークを掲示しています。

## 短歌

### 若山産業・竹永さん 県知事表彰に輝く

若山産業阿知須合板工場の労務課長・竹永正毅さん（五巴）が社会保険功労者として県知事表彰に輝きました。

これは、社会保険委員として十一年間の活動が認められたことによるものです。

平海 アサノ

実り田にきらめくオドシの目玉  
テープすずめ数羽飛び交ひてゆく

藤重 アヤ子

立網にかかりし海老は掌に伝はる  
小さき小さき心音

正司 ウメノ

中空に冴えざえとして名月のか  
かるを真夜に一人ながむる

木原 百合雄

吾膝に妻の足のせ剪る爪の音の  
かそけし逝く秋の昼

松尾 君代

水の如空気の如き夫と子を守り  
守られ生かされて居り

藤重 幾代

岸の辺の岩礁に白く泡立つもや  
さしかり秋の風ざし満ち潮

桜井 文子

眼の治療受ける母を木の下に運  
転席を倒して待ちをり

松代 二郎

小便小僧こわれしまの台座あ  
りめぐりの池の水は澄みつつ

### 阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るくくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、しまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切にし、住みよいまちをつくります。

古谷 トヨ

朝市に野牡丹の鉢もどめたり商  
い居るはポランティアの主婦  
風しみる魚市場の競台にかけ声  
のなか藻蟹はしり落つ

広重 ツルノ

国のため戦死せし子光一のみ仏  
のもとにまいる目をまつ  
若きとき出かけて茸とりたりき  
松茸を見し時のうれしき

古谷 ハナコ

遊覧や丸尾の海は潮みちて磯辺  
の岩に驚のいこえり  
残暑去り四方の山はうすもみじ  
今ひといきの紅葉をまつ

田頭 フテ

秋の花お庭で眺めるコスモスの  
礼をする如風にゆれをり  
山の端に名月は今落ちんとし家  
路に急ぐ人々の群

塩見 チヨコ





▲各地区の防犯委員さんが防犯キャンペーン活動のため役場前に集合

磯金さん 林さん 縄田さん  
を体育功労者表彰  
三氏にインタビュー

町体育協会はこのほど磯金文雄さん（西条）林國雄さん（北祝）縄田保さん（縄北）の三人を社会体育功労者として表彰しました。

これは三氏ともに、社会体育推進員として、町社会体育振興のために尽くして来られたことが高く評価されたためです。三氏に地域の悩みと活動方法について語っていただきました。

中西地区は中村区と西条区が一緒に、約百世帯あります。私



▲磯金さん



▲林さん



▲縄田さん

は五十四年から五十七年まで社会推進員を経験しましたが、声をかけたら地区のみなさんが気持ちよく参加していただき、感謝しています。

現在も、推進員さんたちがよく世話をしておられますので、人集めはうまくいっています。各地区で苦勞しておられる人

集めについて、私は地区のみなさんとの日常の対話・あいさつ——近所づきあいが大切なことではないかと思えます。

大会の前だけ「参加して欲しい」と頼んでもなかなか簡単に承諾はもらえないと思えます。それと大会後みなさんに「えらかったのう」とひとこと感謝

とねぎらいの声をかけること。このひとことが、次の大会の人集めのときに、必ず実を結んでくれると思えます。

鴨生原地区は北祝と南祝区が一緒に、約二百世帯。新しく入られた人も昔から住んでおられる人もよく協力して参加され、社会推進員がつとめられたのもみなさんのご協力のおかげです。

どこも同じでしょうが、人集めが一番の苦勞です。優れた技能をもっている人はたくさんおられますが、勤めの都合とかで行事へ参加しにくい人も多いようです。

町民運動会について私たちがとってきた「作戦」は、参加した人が誰でも納得できるようにということでした。

それは、例えばチーム成績が悪くても「自分も参加できた、成績の悪いのは自分のせいだ、来年は頑張ろう」と思わせること

ぼくの学校 わたしの学校

11月

阿知須小学校

- 8日 午前中授業
- 11日 体重測定（1、2年）
- 12日 体重測定（3、4年）
- 13日 体重測定（5、6年）
- 17日 日曜参観日
- 18日 振替休日
- 26日 貯金・保険・ベルマークの日、給食集金日

井関小学校

- 11日 給食試食会、体重測定（1～3年）
- 12日 体重測定（4～6年）
- 17日 日曜参観日
- 18日 振替休日
- 22日 貯金日、ふるさと学習

阿知須中学校

- 10日 文化祭
- 11日 振替休日
- 15日 徳山工専説明会
- 19日 クラスマッチ（1年）
- 22日 クラスマッチ（2年）
- 26日 クラスマッチ（3年）

出生（おすこやかに）  
親の名 続柄子の名 月日 住所  
竹原政則三男 圭 太 9・24 門松  
眞藤晴生 長男 佑 10・4 浜表  
芥川尚之 長女 汐 里 10・14 引野  
岡崎道生 長女 江利子 9・20 前山  
金澤弘美 長女 由香利 10・6 南祝  
西村 勇 長女 綾 10・3 患比須

よるなごみ  
（届出順）

善意はここに

です。それを運動能力の優れた人ばかりを出すと、上位入賞しても、町民運動会が他人ごとになってしまいます。誰でも出場のチャンスがある運動会。その心がけたのですが、果してそれでよかったのかどうか、上位入賞をめざして選手選抜式でいくべきだったのだろうか。これがいまま頭の中に残っています。

縄田さん「組織活動が活発」  
縄田地区は南・北合わせて約百五十世帯あります。私はスポーツが大好きですが、好きな事をしてみなさんのお役に立てたのなら、本当にうれしく思います。

（訪問インタビューは今回）  
この記事にかえます。

体育行事などの人集めは、地域のみなさんがいろいろ仕事を持っておられますので、なかなかむづかしいことだと思えますが、縄田地区のみなさんはよく参加してくださいました。これは縄田地区にある若葉会（壮年会）などの組織の活動が日ごろから活発だからだと思います。

これからの体育行事の人集めの問題は「いかにして若い人たちを参加させるか」ということでしょう。

〈町社会福祉協議会〉  
◇香典返し▽西岡次郎さん（小西）は母アキノさんの▽佐藤直人さん（西条）は父勲さんの▽上野輝雄さん（岩辻）は父利一さん（河内）

死亡（ご冥福を祈ります）  
氏名 死亡月日 年齢 住所  
辻田伴次 9・28 41 岩辻  
上野利一 10・1 86 岩辻  
縄田見一 10・12 84 東  
安永盛雄 10・21 82 沖の原  
鎌田進 10・23 52 東  
（十月二十五日受付分まで）

〈おわび〉死亡の欄で「武永正明さん、60・3・28死亡、90歳小南」が漏れていました。おわびします。

# わすれ ないでネ

## 11月のメモ

- 8日 三歳児健康診査 (公、後1時半)
- 10日 町産業祭
- 11日 ポリオ生ワクチン投与 (役、後1時半)
- 12日 健康相談(役、前9時半)育児相談(役、後1時半)
- 14日 町同和教育推進大会 (公、後1時半)
- 16日 献血 (役、前9時)
- 21日 心配ごと相談、交通事故相談(公、10時)
- 22日 三種混合 (役、後1時半)
- 24日 親と子の本読みの会 (公、前10時)
- 26日 無料法律相談 (役、前9時)
- 29日 麻しん (新井医院、後2時)  
(役=役場、公=公民館)

## 今月の納税～11月～

○国民健康保険税

# おし らせ



## 母親が日本人でも可能に

### 日本国籍の取得、届け出で

国籍法及び戸籍法の一部が改正され、一定の条件を備えている外国人は、六十二年末までに法務大臣に届け出るこゝとによって日本国籍が取得できるようになりました。

去年まで適用された国籍法は父親が日本人でないと、その子は日本国籍が得られませ

このため、特別措置として、昭和四十年一月一日から五十九年十二月三十一日までに生まれた人については、父親が

外国人であっても、母親が日本人であれば日本国籍が得られることになっていきます。

日本国籍を得ようとする人は、住所地を管轄する法務局に書類を提出して下さい。

### 無料相談会

**税理士相談**  
中国税理士会山口支部では税理士無料相談を次のとおり開きます。

## 十一月は毒物・劇物危害防止月間

### 除草剤・殺虫剤の

### 取扱いは気をつけて

最近、毒入り飲料の事件が各地で発生しています。正しい取扱い、保管を心がけましょう。

- ▽日時 十一月十二日(火) 午前十時～午後四時
- ▽会場 吉岡久雄税理士事務所
- 所 財団法人法律扶助協会山口県支部と山口県弁護士会では法律無料相談会を次のとおり開きます。ご利用ください。
- ▽日時 十一月二十六日(火) 午前九時～十時まで受け付け、相談は十二時まで
- ▽会場 町役場二階保健室
- ▽内容 家庭問題、サラ金問題、交通事故、相続問題などの相談

### 無料相談会

**行政相談**  
県行政書士会と県行政書士会山口地区会では無料行政相談所を次のとおり開きます。

- ▽日時 十一月十八日(月) 午前十時～午後三時まで
- ▽場所 丸久小郡店二階
- ▽内容 行政に関する意見や相談の受け付け
- 左記の手続き書類などについて

●土地利用に関するもの(農地転用、道路、河川などの

### 占用許可

- 営業許可に関するもの(建設業、飲食業、旅館などの許可)
- 自動車に関するもの(車庫証明、登録検査などの申請)
- 身分上のことに関するもの(戸籍、外国人登録などの届出申請書)
- 権利義務、事実証明に関するもの(契約書など)
- 会社法人設立に関するもの
- 告訴、告発状、内容証明に関するもの
- 保険、年金などに関するもの
- 土地家屋など不動産の取得に関するもの
- 生活資金、学資金などに関するもの
- その他、手続きに関するもの

### 結婚に関する相談

●結婚に関する相談

11月5日 売 年賀ハガキ

お年玉つき年賀はがきは十一月五日に発売されます。

寄付金つき四十五円と寄付金なし四十円の二種類です。

寄付金つきには新年にふさわしい絵柄が印刷されています。

阿知須郵便局の取扱いは総数十五万四千枚(うち寄付金つき一万枚)で前年より一万四千ふえています。

ことしの新春に町内で配達された年賀状は約十二万六千

## 人の動き (国勢調査との比較)

住民登録 (昭和60年10月30日現在)		国勢調査 (昭和55年10月1日)	
8,372人	人	8,327人	人
3,911人	男性	3,887人	男性
4,461人	女性	4,440人	女性
2,276世帯	世帯数	2,283世帯	世帯数
10月分の人の動き			
出生	5人	転入	18人
死亡	6人	転出	31人

通でした。

受け付けは12月15日から

年賀状の受け付けは十二月十五日からです。元旦に配達されるためには十二月二十日までに差出すようにしましょう。

年賀状が確実に配達されるために阿知須郵便局では次のように協力を願っています。

- ①年賀状をまとめて出す場合は「町内あて」「県内あて」「県外」などに分けて、簡単な紙札をつけて束ねておく。
- ②私製はがきには「年賀」と赤く書いておく。
- ③家族全員の名前が書いてある郵便受けを設ける。
- ④相手の郵便番号を正しく書く。また、子どもあてのもの

は世帯主の名前も書いておく。